



挨拶

鹿児島県司法書士会会長 日高千博

本年度の定時総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から式典及び懇親会を執り行わない形での開催とさせて頂きました。

本日ここに令和2年度の定時総会の開会に当たり、会長として一言ご挨拶申し上げます。

本日は、会員各位におかれましては、公私ともお忙しい中、本総会のために県内一円よりご参集いただき、誠にありがとうございます。

本総会は、全員参加制による4回目の総会となります。昨年の総会においても、活発な議論・質疑等がなされたことに対して、心より感謝申し上げます。

また、本総会は予定しておりましたホテルが廃業したため急遽、開催場所の変更をすることが余儀なくなってしまう、更には新型コロナウイルス感染拡大の多大な影響もあって、想定外の内容での定時総会の開催となってしまいますが、今後の司法書士制度の充実・発展のための糧となると信じておりますので、本総会における議事に積極的に参加していただきたいと考えます。

さて、会長としてようやく1年目の事業執行を終えることができました。具体的な各部の報告につきましては、この後の議事の中で各部長より報告させていただきますので、この場では割愛させていただきます。

また、事業執行にあたりましては、各支部並びに各会員のご協力がなければ出来なかったものと思います。この場をお借りしまして、改めて感謝申し上げます。

次に、司法書士法改正についてであります。すでに皆様もご承知のとおり、令和2年8月1日に施行予定ですが、新型コロナウイルス感染拡大の影響のため多少ずれ込むことも考えられます。

6項目の改正事項のうち、第一として「目的規定」から「使命規定」の新設、及び、第二として「懲戒権者を法務大臣にすること」や「懲戒処分に関し、除斥期間を7年とすること等の懲戒処分に関する改正」は、司法書士の実務にも影響を及ぼすものと予想されます。

鹿児島県司法書士会においても令和2年4月から研修の義務化を施行しており、我々司法書士は、更なる日々の研鑽に務める必要があると考えております。

また、「オンライン申請資格者代理人方式」の導入につきましては、令和1年11月より土地家屋調査士については運用が開始されたものの司法書士については残念ながら停止した状況です。今後もその動向及び情報に注視し、会員の皆様へ迅速な情報提供を行ってまいります。

さて、令和2年度事業計画につきましては、総会資料記載のとおり次の3項目を重点課題として掲げさせていただきました。①「研修事業の拡充及び民事法改正への対応」②「司法書士が果たすべき社会的責務の遂行」③「IT化及びペーパーレス化の促進」となっております。

さらに、本年度の定時総会において、司法書士法改正に伴う「会則」、「綱紀調査委員会規約」、「注意勧告運用規約」、「懲戒処分の量定意見に関する規約」、「紛議調停規約」、「業務広告に関する規約」及び「情報公開規約」の一部改正ならびに「日本司法書士会連合会会則第37条第3項の変更に伴う関係規約等の読替え等に関する規約」制定の議案を上程させていただきます。各議案内容につきましては、多岐にわたるため、後ほど担当者より総会資料に基づきご説明させていただきますので、真摯なご審議の程よろしくお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染拡大による多大な影響のため、式典及び懇親会のない定時総会の開催となってしまいましたが、一日も早いこのような異常な事態が収束することを祈念します。

最後に、県会執行部は、今後も司法書士制度の充実・発展のために、一生懸命努力をしております。ぜひ会員の皆様のご理解とご協力をお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

令和2年5月23日

鹿児島県司法書士会令和2年度定時総会議事録

日 時 令和2年5月23日(土) 午前10時から午後1時50分まで
場 所 ジェイドガーデンパレス (鹿児島市上荒田町19番1号)
会員総数 327名
出席会員数 305名 (内, 委任状出席263名)
欠席・未着 22名 (欠席21名, 未着1名)

松菌圭副会長から開会宣言があり, 物故者黙祷の後, 日高千博会長が開会の挨拶を行った。

議 事

上記のとおり出席があり, 佐俣周平理事が司会者となった。司会者は, 鹿児島県司法書士会総会会議規約(以下, 総会会議規約という)第8条による議長の選出に関する職務として, 議長の指名を司会者に一任したい旨を述べ, 議場はこれを承認した。司会者は霧島支部野間修二会員を議長に指名した。



議長は, 挨拶の後, 執行部に本日の出席状況を求め, 上記のとおり出席を確認し本総会は適法に成立している旨を宣言した。引き続き, 議長は, 受任者は委任された会員の議決権も併せて行使し, 表決時には起立の上挙手をすべき旨, 議長の議決権については鹿児島県司法書士会会則(以下, 会則という)第44条第1項ただし書により, 可否同数の時のみ議長が決定する旨を説明した。

議長は, 総会会議規約第10条第1項により, 鹿児島支部児玉邦宏会員を副議長に指名した。会則第48条及び総会会議規約第18条により, 議長は, 鹿児島支部田畑正明会員, 鹿児島支部山下紳市会員を議事録署名人に指名した。

議長は, 会期及び議事録日程案を執行部に求め, 内田大介総務部長理事は, 会期については令和2年5月23日午前10時15分から午後4時までとし, 議事日程は総会資料44頁のとおり, 日程第4報告第1号から日程第18議案第14号までとし, 報告第1号, 議案第1号から議案第14号まで一括上程し, その後一括して質疑応答を行った後, 討論があれば行い, その後, 各議案ごとに表決を行いたい旨を提案した。議場はこれを承認した。

次に, 議長は, 質疑・討論については, 指定の通告書を使用し, 議案ごとに質疑内容を記載した上, 受付箱に提出する旨, 総会会議規約43条における通告書提出締め切りは原則として午後0時00分までとする旨, それ以降の質疑も時間の許す限り受け付けるが, 締め切り時間までに通告書を提出した方を優先する旨, 質疑・討論等の時間は原則3分とする旨, 議案ごとに質疑を優先し, 討論は表決前に行う旨, 通告書には質疑事項の要点を簡潔明瞭に記載する旨を説明した。

その後, 執行部は, 総会資料43頁及び44頁につき, 正誤表1のとおり, 訂正がある旨を報告した。

【議案提案】

日程第4 報告第1号 平成31年度事業報告

日程第5 議案第1号 平成31年度一般会計収入支出決算承認の件

日程第6 議案第2号 平成31年度調停センター特別会計収入支出決算承認の件

議長は、執行部に提案理由を求めた。

まず、執行部から平成31年度会務執行について総括報告があり、その後、各部の事業報告が総会資料に基づき詳細になされた。

引き続き、平成31年度一般会計収入支出決算報告及び平成31年度調停センター特別会計収入支出決算報告が総会資料に基づき詳細になされた。

その後、議長は、監事に監査報告を求めた。

宮脇伸舟監事は、監査の結果、計算書類は公正妥当な会計処理がなされており、財務状況が適正に表示されていることを認める旨を報告し、監査報告書に基づき監査意見を述べた。

日程第7 議案第3号 鹿児島県司法書士会会則一部改正の件

日程第8 議案第4号 鹿児島県司法書士会会則一部改正の件

日程第9 議案第5号 鹿児島県司法書士会綱紀調査委員会規約一部改正の件

日程第10 議案第6号 鹿児島県司法書士会注意勧告運用規約一部改正の件

日程第11 議案第7号 鹿児島県司法書士会懲戒処分の量定意見に関する規約一部改正の件

日程第12 議案第8号 鹿児島県司法書士会紛議調停規約一部改正の件

日程第13 議案第9号 鹿児島県司法書士会会員の業務広告に関する規約一部改正の件

日程第14 議案第10号 鹿児島県司法書士会情報公開規約一部改正の件

日程第15 議案第11号 日本司法書士会連合会会則第37条第3項の変更に伴う関係規約等の読替え等に関する規約制定の件

議長は、執行部に提案理由を求めた。

執行部は、鹿児島県司法書士会会則一部改正につき、令和元年6月12日に公布された「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律」及び令和元年6月14日に公布された「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」に対応するため、また、条文を整理するとともに、用字・用語を見直すために、本会会則の一部改正を行う必要がある旨を述べ、改正内容を総会資料に基づき説明し、提案した。



引き続き、執行部は、鹿児島県司法書士会会則一部改正につき、清算中の法人会員の会費が滞納された際に鹿児島県司法書士会が当該法人会員の日本司法書士会連合会会費を納め続けることが不相当であることから、清算中の法人会員については、司法書士会において会費の請求の対象とせず、当該法人の日本司法書士会連合会会費も請求しないこととするために、本会会則の一部改正を行う必要がある旨を述べ、改正内容を総会資料に基づき説明し、提案した。

引き続き、執行部は、鹿児島県司法書士会綱紀調査委員会規約一部改正につき、令和元年6月12日に公布された「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律」のうち、懲戒処分の手続に除斥期間が設けられることへの対応等のため、また、条文を整理するとともに、用字・用語を見直すために、本規約の一部改正を行う必要がある旨を述べ、改正内容を総会資料に基づき説明し、提案した。

引き続き、執行部は、鹿児島県司法書士会注意勧告運用規約一部改正につき、令和元年6月12日に公布された「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律」及び令和元年6月14日に公布された「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」のうち、懲戒権者が法務局又は地方法務局長から法務大臣に改められることへの対応等や、成年被後見人等の権利の制限に係る見直しのため、また、条文を整理するとともに、用字・用語を見直すために、本規約の一部改正を行う必要がある旨を述べ、改正内容を総会資料に基づき説明し、提案した。

引き続き、執行部は、鹿児島県司法書士会懲戒処分の量定意見に関する規約一部改正につき、令和元年6月14日に公布された「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」に伴い、成年被後見人等の権利の制限に係る見直しのため、本規約の一部改正を行う必要がある旨を述べ、改正内容を総会資料に基づき説明し、提案した。

引き続き、執行部は、鹿児島県司法書士会紛議調停規約一部改正につき、令和元年6月14日に公布された「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」に伴い、成年被後見人等の権利の制限に係る見直しのため、本規約の一部改正を行う必要がある旨を述べ、改正内容を総会資料に基づき説明し、提案した。

引き続き、執行部は、鹿児島県司法書士会会員の業務広告に関する規約一部改正につき、これまで使用していた「職名」の語について、司法書士法施行規則第28条第2項に規定されている「職名」との齟齬を解消し、これを「職務上の氏名」に改めるため、また、条文を整理するとともに、用字・用語を見直すために、本規約の一部改正を行う必要がある旨を述べ、改正内容を総会資料に基づき説明し、提案した。

引き続き、執行部は、鹿児島県司法書士会情報公開規約一部改正につき、令和元年6月12日に公布された「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律」のうち、司法書士法人に対する懲戒処分に関する規定が改正されることへの対応を行うとともに、これまで使用していた「職名」の語について、司法書士法施行規則第28条第2項に規定されている「職名」との齟齬を

解消し、これを「職務上の氏名」に改めるため本規約の一部改正を行う必要がある旨を述べ、改正内容を総会資料に基づき説明し、提案した。

引き続き、執行部は、日本司法書士会連合会会則第37条第3項の変更に伴う関係規約等の読替え等に関する規約制定につき、各規約等において使用している「職名」の語について、司法書士法施行規則第28条第2項に規定されている「職名」との齟齬を解消するため、日本司法書士会連合会会則第37条第3項が変更されることを条件に、「職名」を「職務上の氏名」に読み替える内容の関係規約等の読替え等に関する本規約を制定する必要がある旨を述べ、総会資料に基づき内容を説明し、提案した。

日程第16 議案第12号 令和2年度事業計画決定の件

議長は、執行部に提案理由を求めた。

執行部は、令和2年度事業計画について、総会資料及び正誤表2に基づき各事業部の具体的事業計画を詳細に説明し、提案した。

日程第17 議案第13号 令和2年度一般会計収入支出予算決定の件

日程第18 議案第14号 令和2年度調停センター特別会計収入支出予算決定の件

議長は、執行部に提案理由を求めた。

執行部は、令和2年度一般会計収入支出予算及び令和2年度調停センター特別会計収入支出予算について、総会資料に基づき詳細に説明し、提案した。

(休会 午後0時30分から再開)

議長は、執行部に日程第16の議案第12号、令和2年度事業計画のうち研修事業について、執行部からの申し出に基づき、追加の説明をすることを許可した。

執行部は、令和2年度事業計画のうち研修事業について、追加事項を詳細に補足説明した。

【質疑】

議長は、提出議案の質疑に入った。

※質疑の内容は省略

(休会 午後1時40分から再開)



【表決】

議長は、全ての質疑が終了したことを確認し、討論通告書の提出もないため、引き続き議案ごとの表決に入る旨宣言した。

議長は、執行部に対し、改めて出席状況の報告を求め、執行部から、司法書士会員327名中305名出席（うち委任状出席264名）している旨の報告がなされた。

議長は、表決の順番は議事日程通り行う旨を説明した。また、議案第3号及び議案第4号については会則第46条の特別決議を要する議案であるため、議場閉鎖を行い、会則第44条第1項により司法書士会員の過半数が出席し、かつ議決権の3分の2以上である204名の賛成により議案は承認可決される旨を説明した。引き続き、その他の議案は、会則第44条第1項により出席司法書士会員議決権の過半数である153名の賛成により議案は承認可決される旨を説明した。さらに、表決方法として鹿児島県司法書士会総会会議規約第57条に基づき、まず会場に異議の有無を諮り、異議がなければその時点で可決とし、異議があれば表決を行う旨を説明した。



日程第5 議案第1号 平成31年度一般会計収入支出決算承認の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り承認可決された。

日程第6 議案第2号 平成31年度調停センター特別会計収入支出決算承認の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り承認可決された。

議長は、議場を閉鎖した。

日程第7 議案第3号 鹿児島県司法書士会会則一部改正の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り承認可決された。

日程第8 議案第4号 鹿児島県司法書士会会則一部改正の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り承認可決された。

議長は、議場の閉鎖を解いた。

日程第9 議案第5号 鹿児島県司法書士会綱紀調査委員会規約一部改正の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り承認可決された。

日程第10 議案第6号 鹿児島県司法書士会注意勧告運用規約一部改正の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り承認可決された。



日程第11 議案第7号 鹿児島県司法書士会懲戒処分の量定意見に関する規約一部改正の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り承認可決された。

日程第12 議案第8号 鹿児島県司法書士会紛議調停規約一部改正の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り承認可決された。

日程第13 議案第9号 鹿児島県司法書士会会員の業務広告に関する規約一部改正の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り承認可決された。

日程第14 議案第10号 鹿児島県司法書士会情報公開規約一部改正の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り承認可決された。

日程第15 議案第11号 日本司法書士会連合会会則第37条第3項の変更に伴う関係規約等の読替え等に関する規約制定の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り承認可決された。

日程第16 議案第12号 令和2年度事業計画決定の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り承認可決された。

日程第17 議案第13号 令和2年度一般会計収入支出予算決定の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り承認可決された。

日程第18 議案第14号 令和2年度調停センター特別会計収入支出予算決定の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り承認可決された。

以上を以て、本総会の議事日程は全て終了し、加藤久佳副会長は閉会を宣言した。

上記決議を明確にするため、この議事録を作成する。

令和2年5月23日

鹿児島県司法書士会定時総会

議 長 野 間 修 二

議事録署名人 田 畑 正 明

議事録署名人 山 下 紳 市



令和2年度事業計画

第1 総論

使命規定の新設等を定めた「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律」（令和元年法律第29号）が、本年8月に施行される予定である。司法書士の担う使命（司法書士法の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与すること）が広く明確に宣明されるのであり、司法書士一人ひとりには、その職責のより深い自覚とともに、資質の更なる向上が要請される。

使命規定の新設の背景には、司法書士がこれまで果たしてきた社会的役割とそれへの高い評価がある。空き家・所有者不明土地問題や相続登記未了問題、高齢者・障がい者の権利擁護や経済的困窮者への法的支援、消費者トラブルや災害復興支援など、司法書士がその専門性の発揮を求められる場面は引き続き拡大しており、これらに積極的かつ適切に応えていく必要がある。

他方、IT環境の劇的な進展の下では、司法書士の執務意識や執務環境についても変革を余儀なくされている。昨今の登記・供託業務におけるオンライン化の進展は言うまでもなく、今後は民事訴訟手続を始めとした裁判業務においてもIT化が進められる。さらに、「所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議」においては、不動産登記を中心とした登記簿と戸籍等を連携するための方策も検討されており、司法書士業務への多大な影響が予想されるところである。司法書士制度の維持・発展のためには、危機意識を持ちながらIT環境への適応を着実に進めて行かなければならない。

これらの観点から、本年度においては以下の重点課題に取り組む。

1. 研修事業の拡充及び民事法改正への対応

研修事業は司法書士執務に対する国民の信頼を担保するものであり、本年4月1日から研修単位の取得が義務化されている。研修の受講機会の拡充や研修内容の一層の充実を図るとともに、研修単位取得義務を履行しない会員に対しては厳しく対応する。

また、相続法や債権法を始めとした民事法の各分野において大規模な改正が相次いでいる。これらの法改正により司法書士執務に過誤が生じないように、引き続き情報提供に努めるとともに、必要に応じて研修会を開催する。

2. 司法書士が果たすべき社会的責務の遂行

空き家・所有者不明土地問題については、司法書士がその専門性の発揮を特に期待されている場面であることから、所管の自治体と連携しながら積極的な対応を図る。また、本年度も引き続き実施が予定されている法務省の長期相続登記未了土地解消作業についても適切に対応していく。

平成29年3月24日に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」においては、権利擁護

支援のための地域連携ネットワークづくりに対する司法書士の積極的な関与が要請されていることから、引き続き公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部と協働しながら、積極的な関与を図る。

さらに、司法過疎対策として、過年度に引き続いて南大隅地区司法書士法律相談センターを運営するほか、甑島における定例相談会や司法過疎地での巡回相談会を開催する。

その他、日本司法支援センター（法テラス）や行政機関等と連携・協働しながら経済的困窮者への法的支援や消費者トラブル等の場面において国民の権利擁護に努めるとともに、高校生のための消費者教育教室や小学生のための法律教室等を開催していく。

3. IT化及びペーパーレス化の促進

IT環境への着実な適応という観点に加え、会務のより効率的な運営という観点からも、理事会や委員会等の各種会議においてペーパーレス化を進めるとともに、Web会議等を試験的に導入する。研修事業においては、ITを活用した受講の事前申込みや同時配信研修会の開催を実施するとともに、研修会資料のペーパーレス化を実施する。その他、事業の様々な場面においてペーパーレス化を検討する。

第2 経常事業

1. 総務部所管事業

会則第60条

- (1) 会員の品位の保持のための指導及び連絡に関する事項
- (2) 会員の執務の指導及び連絡に関する事項
- (3) 会長印その他の会印の管守に関する事項
- (4) 文書の接受，発送及び保守に関する事項
- (5) 会員の入会及び退会その他人事に関する事項
- (6) 福利厚生に関する事項
- (7) 公共嘱託登記の受託推進及び公共嘱託登記司法書士協会への助言に関する事項
- (8) 連合会の委託を受けて行う司法書士の登録等の事務に関する事項
- (9) 司法書士法人の届出の事務に関する事項
- (10) 会員の業務に関する紛議の調停に関する事項
- (11) 業務賠償責任保険及び会業務賠償責任保険に関する事項
- (12) その他他の部の所掌に属さない事項

【主な事業】

(1) 綱紀問題への対応

現状の綱紀調査委員数を維持する。

(2) 非司法書士問題への対応

非司行為に関しては，総務部及び非司排除委員会において対応していく。

(3) 紛議調停制度の活用

苦情・紛争の当事者に対し，苦情処理委員会をもって対応するとともに，紛議調停制度の利用を促し，紛争解決をめざす。

(4) 関係機関及び関連諸団体への対応

現状の各団体との協力体制を維持し，人員の派遣を継続する。

長期相続登記等未了土地解消作業に関しては，法務行政に寄与すべく，受託団を組成し作業の早期完遂をめざす。

(5) 執務のIT環境への対応とペーパーレス化の推進

委員会等の各種会議においてWeb会議を試験的に導入する。

「執行部だより」等について、ペーパーレス化を導入する一方で、電子媒体で受領できない会員への対応を検討する。

(6) 会則等改正の検討

会則等改正検討委員会の設置を継続する。

(7) その他

オンライン申請資格者代理人方式導入に関しては、得られた情報を判断し、必要に応じて会員へすみやかに提供する。

不在者財産管理人・相続財産管理人候補者の推薦依頼に円滑に対応する。

業務賠償責任保険の任意部分の加入を推進する。

会館問題を検討する委員会を設置する。

2. 経理部所管事業

会則第61条

- (1) 入会金及び会費の徴収に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 金銭及び物品の出納に関する事項
- (4) 資産の管理に関する事項
- (5) 業務関係図書及び物品の購入のあっせん及び頒布に関する事項

【主な事業】

(1) 予算及び決算に関する事項

- ① 各部より起案された個別の事業執行に関する回議書について、内容を確認し、支出額を検討・判断する。
- ② 公益法人会計基準に準拠した計算書類を毎月作成し、現況を把握する。また、理事会開催時に前月分決算書にて、予算の執行状況を報告する。
- ③ 各部の予算要求の内容及び金額について検討し、予算書を作成する。

(2) 資産の管理に関する事項

特定資産取扱規則及び令和2年度予算に基づき特定資産の積立て及び取崩しを実施し、安定した財政・資産の維持に備える。

3. 企画部所管事業

会則第62条

- (1) 業務の改善に関する企画及び立案に関する事項
- (2) 業務関係法規その他業務に関する調査統計及び研究に関する事項
- (3) 本会及び会員に関する情報の公開に関する事項

【主な事業】

(1) 総合研究委員会における事業

本会内のシンクタンクとして、本年度は次の分野に関する部会を設置して、法律制度・法律実務・司法書士執務等について総合的に研究を行い、研修会その他の機会において会員に対する情報提供等を行っていく。

- 第1部会 不動産登記研究部会
- 第2部会 商業法人登記研究部会
- 第3部会 家事事件研究部会
- 第4部会 民法改正研究部会
- 第5部会 相談技法研究部会

(2) 鹿児島県司法書士会調停センターの運営

調停センター運営委員会を中心として、調停センターを運営する。会員、関係団体に対する本会ホームページなどを利用した広報を通じて、調停申し込み受託を目指す。また、調停実施者養成研修会の受講を推進し、調停実施者の養成を図る。

(3) 裁判業務受託推進

研修部と連携し、一般民事事件や家事事件を中心とした研修会を企画し、受託推進を図る。また、日本司法支援センター（法テラス）との情報交換等を通じて民事法律扶助の推進を図る。

(4) 小学生のための法律教室の開催等

昨年度に引き続き、小学生のための法律教室を開催する。また、法教育推進委員会を中心として、成人年齢引き下げや昨今の消費者被害に対応した、高校生のための消費者教育教室の教材や講師マニュアルの改訂を広報部と連携して行う。

(5) 空き家・所有者不明土地問題、相続登記未了問題への対応

自治体との連携や相続登記に関する相談会開催等について他の事業部と連携して対応していく。

(6) 成年後見制度対策室

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部等と連携しながら、自治体における中核機関（成年後見制度に関する相談・広報・受任調整等を行う機関）の設置等の取り組みへの支援を行う。

4. 相談事業部所管事業

会則第64条の2

- (1) 相談事業に関する事項
- (2) 裁判外紛争解決手続の実施に関する事項
- (3) その他司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事項
- (4) 前3号に関する情報の管理等に関する事項

【主な事業】

(1) 司法書士総合相談センターの運営

- ① 鹿児島市（司調センター）における固定相談会
毎月第3土曜日 午後1時～午後4時（面談）
毎週月・水曜日 午後1時～午後4時（電話）

- ② 大隅地区司法書士法律相談センターの運営

志布志市役所との共催事業であり、受付・広報・場所は市役所側で対応。

- ・志布志市役所 本所本館
毎月第1火曜日 午後1時～午後3時
- ・志布志市役所 志布志支所
毎月第3火曜日 午後1時～午後3時

- ③ 巡回相談会

司法過疎地域で相談会を行うことにより、司法アクセスの確保及び権利の擁護を図る。

- ④ 長期相続登記等未了土地解消作業に関連した相談会

- ⑤ 各種団体等への相談員や人員の派遣又は推薦

鹿児島専門士業団体協議会の相談会

多重債務・自死対策・生活困窮者支援等の相談会

法務局・鹿児島県・各市町村・行政評価事務所・社会福祉協議会・宅地建物取引業協会等
が実施する相談会

(2) 日司連事業・九州ブロック事業への参画

- ① 南大隅地区司法書士法律相談センターの運営
毎週月曜日 午後1時～午後4時（面談）
- ② 定例相談会（日司連における簡裁管轄司法書士ゼロ地域巡回相談会）
甑島において毎月1回定期的に行う。
第4土曜日 午前11時～午後3時
偶数月 薩摩川内市役所里支所
奇数月 長浜地区コミュニティセンター
- ③ 九州地区開業支援フォーラムへの参加
- ④ 「全国一斉 司法書士による手続支援のための養育費相談会」を含む各種相談会の開催

(3) 消費生活センターとの情報交換

鹿児島県消費生活センター，鹿児島市消費生活センターと情報交換を行い相互に連携することで，悪質情報等の消費者の被害防止に努める。

5. 広報部所管事業

会則第63条

- (1) 会報の編集及び発行に関する事項
- (2) 広報活動に関する事項

【主な事業】

(1) 司法書士制度の広報

① 会報の発行

司法書士制度，司法書士の業務及び本会その他関連団体の事業を広報することを目的として，企画・情報収集に努め，会報誌を発行する。

対外広報及び会員間の情報共有を充実させるため，会報誌の内容及び刊行回数については見直しを行うこととする。

② ホームページの管理及び充実

ホームページを利用して，市民が司法書士にアクセスしやすくなるよう，各種相談会・法律教室等のイベントに関する情報等をタイムリーに提供する。また，会員専用ページにおいては，通達等のデータベース及びソフト・書式，研修会資料等コンテンツの充実に努め，業務相談室の活用を図る。

③ 制度広報の充実

「法の日」無料法律・登記・税務相談については、鹿児島県土地家屋調査士会及び南九州税理士会鹿児島県連合会との共催により各支部の協力を得て実施する。

成年後見相談会を公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部との共催により実施する。

また、司法書士制度への理解をより深めてもらうため、報道機関向けに司法書士の執務内容や公益的活動をテーマにしたニュースリリースや本会事業の告知・取材依頼を行うなど、パブリシティ広報にも取り組む。

空き家・所有者不明土地問題、相続登記未了問題等において、司法書士が担う業務についての情報提供を行う。

その他、各種団体からの講師派遣依頼にも積極的に対応し、司法書士制度の広報につなげる。

(2) 法教育活動の実施

① 高校生のための消費者教育教室

成人年齢引き下げを視野に入れ、若年層への正しい法律知識の普及及び司法書士の存在と役割の広報を目的として「高校生のための消費者教育教室」を開催する。

② 市民のための法律教室

公民館や社会福祉協議会等で実施される各種講座へ講師派遣をして、法教育活動を行う。

6. 研修部所管事業

会則第64条

- (1) 講演会及び講習会等の開催に関する事項
- (2) 研修に関する事項

【主な事業】

(1) 研修会の企画・運営

① 集合研修会

司法書士制度、司法書士の職責、倫理及び社会貢献に関する研修会
業務上・実務上の知識・技術の習得を主たる目的とする研修会

② 年次制研修会

司法書士倫理の保持を目的として、「日司連会員研修規則」に基づき単位会で実施する

特定の会員向け研修会

対象となる会員（日司連会員研修規則第7条）

司法書士名簿への登録日（再登録の場合は直近の登録日）の翌日から起算して、毎年4月1日において（1）満3年、（2）満8年及び以後5年の倍数を加えた年に達する会員

③ ブロック別研修会

企画部総合研究委員会と連携し実施する研修会

委員会内の各部会が研究したテーマを題材とし、委員・参与等が各ブロックに出向き講師を務める。

④ 入会5年以内会員向け研修会

入会5年以内の会員を対象に、司法書士実務に必要な具体的知識及び実務的な倫理の習得を促し、さらに指導員司法書士（チューター）による継続的な実務的・精神的なサポートによって孤立化を防ぐことを目的とする研修会

なお、日司連による新入会員研修プログラムに基づいて本研修を実施する。

⑤ 新人研修会

新規登録（予定）者を対象に、司法書士会の制度や司法書士制度への理解を深めることを目的とする研修会

⑥ 配属研修

日司連等が主催する新人研修会終了後に、新規登録（予定）者を対象に実務や司法書士の執務姿勢等を習得させることを目的とする研修（受講者は新規登録（予定）者の内、希望者のみ）

⑦ その他の研修会

日司連が実施する同時配信研修会

DVDを活用した研修会

他団体と共催する研修会等

(2) 研修事業に関する企画・運営

① 充実した研修会の企画

会員の研修ニーズに応えられるよう、幅広く、時宜に適ったテーマや講師による研修会を企画する。また、2単位以上の取得が義務化された倫理研修についても単位取得の機会を確保するため、可能な限り実施する。

② 研修単位取得義務化への対応

平成31年度定時総会において鹿児島県司法書士会研修規約が改正され（施行日令和2年4月1日）、本年度より日司連会員研修規則に定める、1実施年度（4月1日から翌年3月31日まで）に12単位以上（甲類8単位うち倫理2単位以上）の研修単位の取得が義務化された。これに対応するため、日司連の同時配信研修等も活用し、研修の受講機会の拡充を図るとともに研修内容の充実等の履修向上のための方策を検討する。

③ 研修参加の促進

「執行部だより」やホームページを利用し、開催される研修会の案内を行う。

日司連、九州ブロック協議会及び他の単位会等が主催する研修会の情報を提供することで会員の研修会参加の機会を拡充する。

日司連eラーニングシステム、研修ライブラリー、研修用DVDに関する情報の提供を行う。

④ 単位管理

研修委員会において、会員の取得単位の管理を行い、単位会員に対する通知等で研修の受講及び単位の取得を促進する。

⑤ 研修受講事前申込制と研修会資料のペーパーレス化の実施

研修会の効率的な運営と経費削減を図るため、日司連の研修情報システムを活用した研修受講の事前申込制の導入と研修会資料のペーパーレス化を実施する。

⑥ 支部における同時配信研修会の実施の検討

通常、鹿児島市内において実施している集合研修会を、インターネットを活用して配信し、支部（特に離島）において受講できるよう方策を検討する。

研 修 会 名	令和2年度予定	平成31年度実績
集合研修会	5回	5回
年次制研修会	3回（大島支部開催あり）	2回（大島支部開催なし）
ブロック別研修会	6ブロック	6ブロック
入会5年以内会員向け研修会	1回	0回（中止）
補助者研修会（※）	1回	0回
新人研修会	1回	0回（対象者なし）
配属研修	未定	0名（対象者なし）

※ 補助者研修会は、平成27年度より隔年で実施している。

令和2年度研修会予定

研 修 会 名	開 催 予 定 日
第1回集合研修会	令和2年 7月11日（土）
第2回集合研修会	令和2年 8月29日（土）
第3回集合研修会	令和2年10月24日（土）
ブロック別研修会	令和2年11月 予定
第4回集合研修会	令和3年 1月23日（土）
第5回集合研修会	令和3年 2月13日（土）
入会5年以内会員向け研修会	令和2年 2月 予定
新人研修会	令和2年 3月 予定
年次制研修会（年3回）	日程未定（令和2年9月、12月予定）

※ 具体的なテーマ、講師については未定である。なお、各研修会の開催予定月日は、変更する可能性がある。

※ 上記以外にも、必要に応じ、集合研修会や日司連が実施する同時配信研修を実施する可能性がある。